

第3章 公営企業職員の状況

1 職員給与費の状況

(1) 決算（平成19年度）

区 分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
水道事業	1,442,276千円	129,476千円	120,040千円	8.3%	15.4%
工業用水道事業	65,639千円	5,492千円	340千円	5.2%	9.8%

(資料：平成19年度各企業会計決算書)

(2) 予算（平成20年度）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
水道事業	14人	61,260千円	23,367千円	26,757千円	111,534千円	7,967千円
工業用水道事業	1人	241千円	69千円	—	310千円	310千円

(資料：平成20年度各企業会計予算書)

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成20年4月1日現在）

①水道事業

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
事務・技術職	42.7歳	335,250円	428,523円
			(384,478円)
技能労務職	49.3歳	308,300円	435,811円
			(345,611円)

②工業用水道事業

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
事務・技術職	31.2歳	256,600円	378,735円
			(328,683円)

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのもので

あり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

3 () 内は、時間外勤務手当、特殊勤務手当を除く額です。

3 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

亀山市			一般行政職		
1人当たり平均支給額 (平成19年度) 1,743千円			1人当たり平均支給額 (平成19年度) 1,642千円		
平成19年度支給割合			平成19年度支給割合		
6月期	期末手当	勤勉手当	6月期	期末手当	勤勉手当
	1.4月分 (0.75)月分	0.725月分 (0.35)月分		1.4月分 (0.75)月分	0.725月分 (0.35)月分
12月期	期末手当	勤勉手当	12月期	期末手当	勤勉手当
	1.6月分 (0.85)月分	0.775月分 (0.40)月分		1.6月分 (0.85)月分	0.775月分 (0.40)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 役職加算 5%~15%			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 役職加算 5%~15%		

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(平成20年4月1日現在)

支給率	自己都合	勤続20年	23.50月分	勤奨・定年	30.55月分
		勤続25年	33.50月分		41.34月分
		勤続35年	47.50月分		59.28月分
		最高限度額	47.50月分		59.28月分
その他の加算措置	定年早期退職特例措置 2%~20%加算				
1人当たり平均支給額 (平成19年度)	勤奨・定年	0千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		1,301千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		86,733円
支給対象	支給率	支給対象職員数
全職員	3%	15人

(注) 地域手当・・・平成18年度新設

(4) 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

①水道事業及び工業用水道事業

支給実績（平成19年度決算）	775千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	51,667円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成19年度）	100.0%
手当の種類（手当数）	1種類

（注） 手当の名称、主な支給対象業務は、第2章の4「職員の手当の状況（4）特殊勤務手当」と同様です。

(5) 時間外勤務手当

①水道事業及び工業用水道事業

支給実績（平成19年度決算）	11,504千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	767千円

(6) その他の手当（平成20年4月1日現在）

第2章の4「職員の手当の状況（6）その他の手当」と同様です。